

長浜市産材利用促進事業補助金交付事務取扱要領

第1 目的

この要領は、長浜市産材利用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 市産材の使用条件

市産材の使用条件については、次のとおりとする。

| 工事内容 | 使用条件 | 使用例 |
|------|---------|--------------------------|
| 木工事 | (1) 構造材 | 土台、束、大引き、柱、梁、胴差し、母屋棟木、隅木 |
| | (2) 横架材 | 梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木 |
| 内装工事 | (1) 床 | フローリング |
| | (2) 内壁 | 腰壁 |
| | (3) 天井 | 天井板 |
| 外装工事 | 外壁 | 外壁 |

第3 市産材の使用状況

補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、要綱第6条第2項の規定により市産材の使用状況確認を受けるために、市産材を住宅等に組み込む10日前に市産材使用状況確認申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、要綱第6条第1項第2号にある証明する書類を市産材使用状況確認申請書とあわせて市長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により提出することが困難である場合は、市長が別に指定する日までに証明する書類を提出しなければならない。

3 要綱第6条による確認事務の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 補助事業者の立ち合いのもと確認事務を実施する。
- (2) 確認事務は建築施工場所で行う。
- (3) 市産材の使用状況を写真撮影する。
- (4) 確認事務を実施した検査員は実施結果を市産材使用状況確認票（様式2）に処理経過をまとめる。

第4 表示板の設置

補助事業者は、要綱第6条第1項で規定する表示板を補助金の交付の決定を受けた日から竣工日まで当該建築現場の見やすい場所に掲示するものとする。

第5 変更交付申請

補助事業者が事業の内容を変更しようとするときは、長浜市産材利用促進事業補助金変更交付申請書（様式 3）を市長に提出しなければならない。

第 6 事業の中止

補助事業者が事業を中止しようとするときは、長浜市産材利用促進事業補助金補助金中止届（様式 4）を市長に提出しなければならない。

第 7 実績報告

補助事業者は、事業を完了した日から起算して 2 ヶ月を超えない日又は当該補助金の交付決定にかかる年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、長浜市産材利用促進事業補助金実績報告書（様式 5）を市長に提出しなければならない。

第 8 補助金の請求

補助金の確定通知を受けたものは、速やかに長浜市産材利用促進事業補助金交付請求書（様式 6）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。